

分 別 収 集 計 画

平成 2 2 年 6 月

今 治 市

今治市分別収集計画

平成 22 年 6 月 1 日

1. 計画策定の意義

本市は、今治市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を平成 18 年 8 月に策定し、「自然と暮らしが調和した快適環境都市」を目指している。

近年、省資源、省エネルギーや資源の有効利用が叫ばれる中で、本市においてもこれまでの大量消費、大量廃棄型のライフスタイルからの転換を図り、ごみの減量とリサイクルの推進を強力に進め資源循環型のごみゼロ社会の実現を図っていく必要がある。そのためには地域社会を構成するすべての主体が、それぞれの立場で、その役割を果たしていくことが重要である。

現在、本市のごみ処理システムは、可燃ごみの焼却処理と不燃・粗大ごみの破碎、機械選別処理及び資源ごみの分別収集を基本としている。

しかしながら、ごみ中間処理施設の老朽化や閉鎖された最終処分場に代わる新たな処分場の確保は極めて困難な状況にあるなど、廃棄物処理を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

このような現状を背景に「ごみ非常事態宣言」を行い、新たに最終処分場を確保するまでの間を緊急ごみ減量期間と位置づけ、積極的なごみの排出抑制を図ると共に、資源リサイクルをより一層推進し、従来の焼却処理を中心としたごみ処理システムからの脱却を図り、最終処分量を限りなくゼロに近づけるシステムの構築を目指すものである。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責任を分担し、具体的な推進方策を明らかにすると共に、関係者が一体となって取り組むべき指針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめ現有する課題を解決すると同時に、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的事項

本計画を実施するに当たっての基本的事項を以下に示す。

- (1)ごみの排出抑制と、リユース・リサイクルを目指した地域社会づくり
- (2)市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる、快適なまちづくり
- (3)環境教育の充実による、循環型社会づくり

3. 計画期間

本計画は、平成23年4月を始期とする5ヶ年間を計画期間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色ガラスびん、段ボール、紙パックを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
容器包装廃棄物	13,540	13,441	13,339	13,234	13,124

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を実施する。なお実施するに当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、責任を担いながら、相互に協力・連携を図りながら、各種事業を進めるものとする。

●容器包装廃棄物の排出抑制のための施策

施 策 名	施 策 概 要
1.教育、啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 小学 4 年生を対象としたごみの副読本を配布すると共に学校、自治会単位での出前ごみ学習講座を実施。 • 3R の意義及び効果を、広報誌を通じたPRや、チラシ、小冊子等の全戸配布による普及、啓発活動の推進
2.排出抑制に向けた販売店への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の要望が多い「販売店等を活用した容器包装廃棄物の拠点回収」を推進する。 • 販売店に対し、レジ袋の削減及び過剰包装の自粛について協力要請
3.リサイクルフェア・工房の開催	<ul style="list-style-type: none"> • 不用品を必要な人に譲ることでごみの減量や、再使用、再生利用を推進する催し。
4.資源ごみ集団回収活動奨励金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> • 登録団体による資源回収活動に伴い、1kgにつき3円の奨励金を交付。
5.生ごみ処理機等購入費補助金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> • 生ごみを減量、堆肥化させる容器等の購入に対する補助金の交付。
6.グリーン購入法の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 庁用品、公共関与事業におけるグリーン購入対象品の使用促進。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分を、下記のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

◎ 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み (単位:t)

分別収集する容器包装の種類	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール缶	204	202	201	199	198
主としてアルミ缶	141	140	139	138	137
無色のガラスびん	422	419	416	413	410
茶色のガラスびん	409	406	403	401	398
その他の色のガラスびん	84	84	83	83	82
主として紙製の容器包装であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	15	15	15	15	14
主として段ボール製の容器包装	1, 282	1, 273	1, 264	1, 256	1, 247
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	290	288	286	284	282

* 今治市では独自処理をおこなっていない。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6号に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

容器包装廃棄物の排出量(見込み) = 容器包装算定対象廃棄物量 × 容器包装算定廃棄物量に占める容器包装廃棄物の比率
 分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量(見込み) = 収集実績 × 人口増減率

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口 (人)	170,733	169,492	168,207	166,875	165,495
対前年比 (%)	0.9931	0.9927	0.9924	0.9921	0.9917

人口推計は今治市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画による

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市では平成14年4月から開始した収集体制を活用することとする。

なお、現在、自治会や婦人会等の市民団体が自主的に取り組んでいる古紙・古布の集団回収はもとより、小売店舗等の店頭回収についても、引き続き分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の 分別区分	収集運搬段階	選別保管 等段階
缶	スチール	空 き 缶	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者による定期収集 	市(直営) 民間業者
	アルミ			
びん	無色のガラス	無色のガラスびん	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 委託業者による定期収集 	市(直営)
	茶色のガラス	茶色のガラスびん		
	その他の色のガラス	その他の色のガラスびん		
紙	紙パック	紙 パ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 委託業者による定期収集 	民間業者
	段ボール	段 ボ ー ル	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 委託業者による定期収集 	市(直営) 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペ ッ ト ボ ト ル	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者による定期回収 	市(直営) 民間業者
	その他のプラスチック (白色トレイ)	白 色 ト レ イ	<ul style="list-style-type: none"> スーパーや小売店舗の店頭回収 	民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

びんに限り本市クリーンセンター内のストックヤードにおいて、選別、保管を行う。その他については、民間業者の施設へそれぞれ直接搬入により処理しているため、引き続き現体制で行う。将来的には、平成18年8月に策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画により、リサイクルセンターで処理をする予定。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	備考
スチール	空き缶	専用ネット	パッカー車	市の施設 (選別・圧縮・保管)	
アルミ				民間の施設 (選別・圧縮・保管)	
無色のガラス	無色のガラス びん	プラスチック コンテナ	平ボディ車	市の施設 (選別・圧縮・保管)	
茶色のガラス	茶色のガラス びん				
その他の色の ガラス	その他の色の ガラスびん				
紙パック	紙パック	十文字に縛る	平ボディ車	民間の施設 (処理・保管)	
段ボール	段ボール	十文字に縛る	パッカー車	市の施設 (選別・圧縮・保管) 民間の施設 (選別・圧縮・保管)	
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット	平ボディ車	市の施設 (選別・圧縮・保管) 民間の施設 (選別・圧縮・保管)	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- 今治市廃棄物減量等推進審議会より答申を受け、容器包装廃棄物の分別を円滑かつ効率的に進めていく。
- ステーションごとにリサイクル指導員を配置し、分別排出ルールの徹底と、回収率の向上を図る。
- 容器包装廃棄物について、適正な分別排出や分別区分を周知するため、手引書を作成し、各戸配布する。
- 容器包装リサイクル法にのっとり、事業者に対し、継続した自主回収及び拠点回収の要請をするものとする。

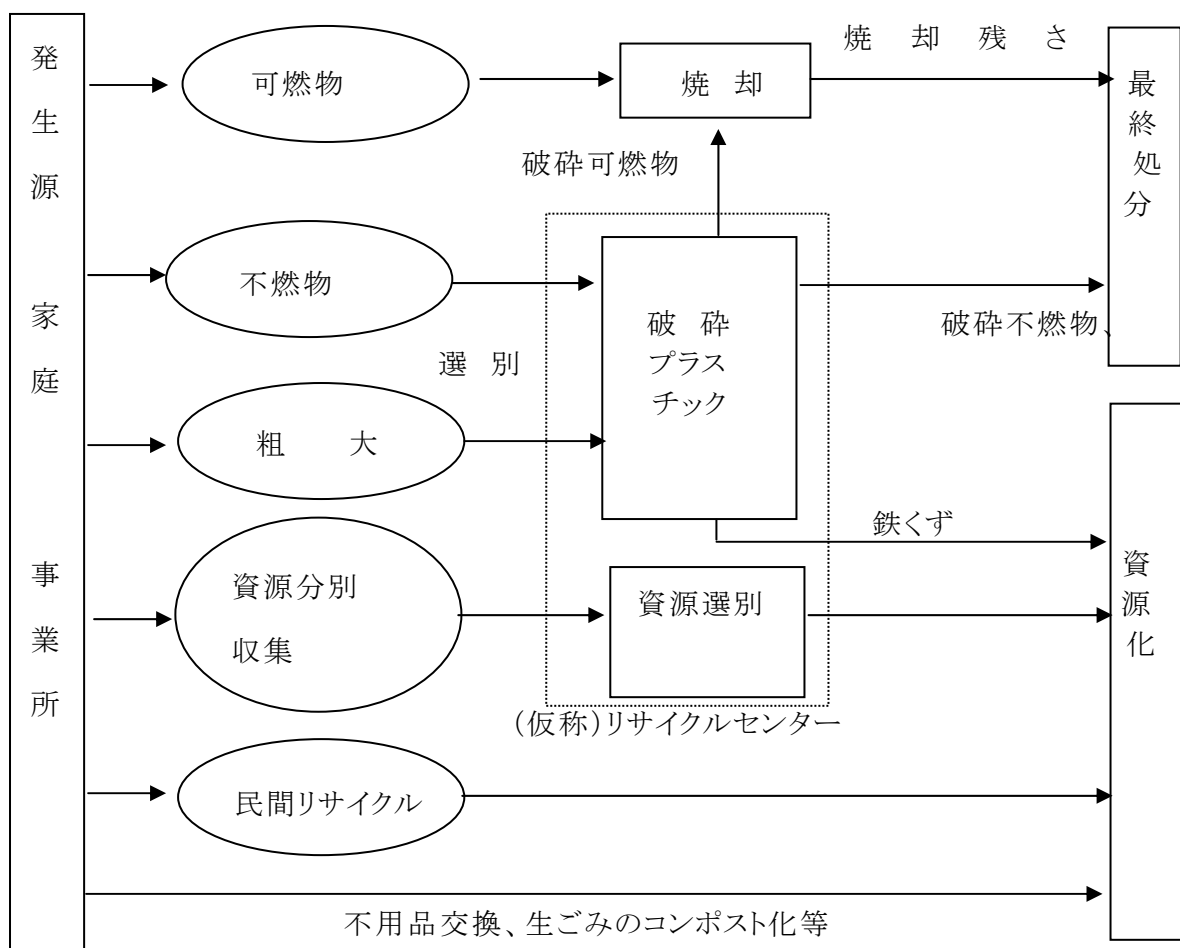
《特記事項》

○ごみ処理システム

本市における資源化に対応すべきごみ処理システムを図1に示す。

可燃物、不燃物、粗大、資源分別収集という枠組みは現状と同様で、紙類の民間リサイクルを併用とすること等によりリサイクル型の仕組みとする。また、「(仮称)リサイクルセンター」を平成30年度を目途に整備し不燃物、粗大ごみ及び資源分別収集の対象物の処理を行う。

図1 ごみ処理システム



点線部分の破碎選別と資源選別は、(仮称)リサイクルセンターにて行う。